

III. 遵守すべき法律

1. 概要

第III章では食品卸売業者、食品小売業者、外食産業者等の食品関連事業者が排出事業者（以下「排出事業者」）として食品循環資源の飼料化を進める上で必要な遵守事項についてまとめました。

食品卸売業、食品小売業、外食産業等から発生する余剰食品や、調理くず、食べ残し等の食品残さ（以下「食品循環資源」という）を家畜の飼料として利用するにあたり、飼料利用の側面からは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という）及び家畜伝染病予防法の遵守が、廃棄物処理の側面からは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）及び食品循環資源の再生利用の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という）の遵守が前提となります。

遵守すべき法律は3つ

飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用の促進に関する法律）

2. 飼料安全法

飼料原料の供給や、飼料の製造、流通、販売には、「公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的」とした飼料安全法を基本に様々な関係法令及びガイドラインが下記のように制定されています。

食品循環資源飼料化に係る関係法及びガイドライン

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料の利用禁止。(法第23条)

家畜等への動物性たんぱく質(ほ乳動物、家筋及び魚介由来たん白質及びこれらを含む食品残さ)の利用制限。(法第3条に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令)

飼料製造業者、販売業者の事業開始届け出義務。(法第50条)

製品への表示基準に基づいた表示義務。(法第32条)

飼料の製造、譲渡しに関する記録の帳簿への記載義務及び8年間の保存義務。(法律第52条)

家畜伝染病予防法

食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合の、加熱その他の適切な処理義務。(法第12条3に基づく施行規則)

反すう動物用飼料への動物性たんぱく質混入防止に関するガイドライン

A 飼料(牛用)を製造、流通、保管する場合の、B 飼料(豚、家禽等)及び動物性たんぱく質との分離管理義務。

食品残さなど利用飼料の安全性確保のためのガイドライン

飼料安全法以外の規定として、①原料収集時の異物等の分別の徹底、②原料排出事業者の責任の明確化、③原料排出事業者との契約、④原料排出事業者の確認等の努力義務を規定。
(※「飼料安全法」に基づく規定でなく、罰則の対象とはなりません。)

食品加工工場の製造工程から発生する動物由來たん白質を含む残さの飼料利用に関する手続きマニュアル

食品加工工場(水産練り製品、肉加工品、調味料、冷凍食品等)から発生する動物由來たん白質を含む残さを飼料利用する際の確認手続き等の要件について記載。

飼料安全法の中で飼料とは、「家畜等の栄養に供することを目的として使用される物(法2条)」とされており、排出事業者が、食品循環資源を飼料原料として提供する場合、有償、無償、逆有償(廃棄物として委託飼料化処理する場合)に関わらず、飼料安全法の規制対象となります。

特に法律では、「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料の利用を禁止」していることから、排出事業者が食品循環資源を飼料として利用する際は、分別をしっかりと行い、カビの発生や腐敗が起こらないよう保管に注意することが求められています。排出事業者が遵守すべき主な内容は次ページの通りです。

2-1 排出事業者が遵守すべき主な内容（飼料安全法）

基本

カビの発生又は腐敗が認められるものは飼料原料として利用が禁止されています。

飼料として提供可能な 食品循環資源

外国関連施設及び陸揚げの認められていない（未検疫、未通関）の食品循環資源は飼料として利用が禁止されています。例えば、国際線の航空機や海外航路船から排出される食品循環資源は、飼料として利用することができません。↗

飼料化対象となる具体的な食品循環資源

分類

卸売業

商品廃棄

小売業

百貨店、スーパー・マーケット、
コンビニエンスストア、
精肉店や鮮魚店等の各種専門店等

精肉加工

鮮魚加工

店内加工残さ

惣菜加工

野菜加工

パン・菓子加工

商品廃棄

外食産業

レストラン、ホテル、
給食事業者等

調理くず

食べ残し

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) の Web サイトに PDF 資料があります

BSE 防止の観点から動物性たんぱく質を含む原料（ほ乳動物、家きん、魚介由来たん白質及びこれらを含む食品循環資源）の飼料利用には、国が認定したもの以外の飼料利用が禁止されています。特に牛等（牛、めん羊、山羊及びしか）を含む飼料原料については、すべての家畜に対して飼料利用が原則禁止されており、現在、卸売業、小売業、外食産業から発生する食品循環資源についてのみ、豚、家きんの飼料に牛肉が利用される唯一の経路となっています※1。しかしながら、当該業種であっても、例えばスーパーの精肉売り場から発生するくず肉など、発生する工程においては利用が禁止されているものがあります。

乳、乳製品及び卵、卵製品については、飼料安全法対象のすべての家畜に対して飼料原料として利用可能

具体例	飼料化 対象 注意点
商品として仕入れたが小売店等に流通されなかったもの (賞味・消費期限切れ、過剰在庫、返品、外装破損等の流通事故品等)	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1
枝肉加工残さ、プロック肉等のくず肉（トリミング残さ）	✗ 牛等※2の肉類を豚、鶏等と分別できない場合は飼料化不可。焼却処分が原則
魚腸骨残さ	△ 豚、鶏肉残さのみを分別可能な場合は農林水産大臣確認工場で飼料化可能
惣菜加工残さ等	○ 農林水産大臣確認工場でのみ飼料化可能
動植物性油脂	○ 動物性油脂の規制状況表参照
野菜カット残さ等	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1
パンくず、菓子くず	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1
商品として仕入れたが販売されなかったもの (賞味・消費期限切れ、過剰在庫等)	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1
外食産業等食事を提供する事業所の厨房から発生する残さ	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1 枝肉を取り扱う外食産業は精肉加工残さと同じ扱い
動植物性油脂	○ 動物性油脂の規制状況表参照
外食産業等食事を提供する事業所の客席、宴会場等から発生する食べ残しの内、異物等の分別がされたもの	○ 豚、家きん、養殖水産動物の飼料原料に利用可能※1

※1 動物性たんぱく質含有（ほ乳動物（牛等※2・豚）、家禽（鶏）及び魚介類由來たんぱく質）の食品循環資源について、生肉等の混入可能性のある残さは飼料化時に 70°C 30 分又は 80°C 3 分以上の加熱処理が必要とされています。

※2 牛等には、牛、めん羊、山羊及びしかを含みます。

III. 遵守すべき法律

飼料化において排出事業者に求められている責任

※詳細については「食品残さなど利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」(農水省サイト)を参照

分別

原料となる食品循環資源は、異物等の混入がないよう分別することが推奨されています。尚、食べ残しは、調理残さ等に比べ有害なものが混入する可能性が高いことから、異物等有害物質を確実に除去できる場合以外は使用することができません。

分別の事例



ホテル



小売業



廃棄物置き場に
ポスターを掲示しています

契約の締結

飼料化開始までに、食品循環資源の提供先（飼料製造業者又は畜産農家）と「飼料原料の品質確保のための努力義務」を記載した契約を締結することが推奨されています。

契約書記載の努力義務内容
については参考資料1
(46ページ) 参照

その他

食品循環資源を畜産農家へ直接提供する場合は、家畜伝染病予防の観点から同一事業所からの複数農家へ供給が禁止されています。

保管

保冷庫又は冷暗所に保管する等、保管期間に応じたカビの発生及び腐敗防止対策が求められています。尚、病原微生物汚染を防止する観点から、害虫、害獣からの隔離及び異物の混入防止のため、原則として食品循環資源は専用の蓋付容器に入れて保管し、容器は収集後洗浄又は消毒することが推奨されています。

専用保管容器事例

小売業



ホテル



III. 遵守すべき法律

飼料製造事業者に 求められている責任

届出

飼料製造業者は、農林水産大臣に飼料製造業者届け出を事業開始2週間前までに届け出をしなければなりません。ただし、食品循環資源の再生利用の促進に関する法律第10条に基づき登録を受けたもの（いわゆる再生利用事業登録（飼料化）事業者）は、飼料製造業者届け出が免除されています。

原料

カビの発生腐敗等が認められた原料として不適切なものは使用してはならないことになっています。このことから、食品循環資源を原料として飼料を製造する事業者等は、排出基に定期的に出向いて異物分別や保管状況について確認する他、必要に応じて排出事業者に教育を行うことが推奨されています。分別状況等に不適切な事例が認められた場合は、分別等の徹底を改めて要請するとともに、必要に応じて教育又は原料の受入停止等の措置を行うことが求められています。

細菌、ウィルス等病原微生物汚染対策

生肉等が混入している可能性のあるもの、病原性微生物に汚染されている可能性のある食品循環資源は、飼料製造段階において加熱処理（70°C 30分以上又は 80°C 3分以上）をすることになっています。

出荷先の制限

卸売業、小売業、外食産業から発生する、動物由来たんぱく質を含む飼料は豚、家きん、養殖水産動物の飼料以外に出荷することが禁止されています※1（35ページ※1 参照）。

品質管理

製造する飼料は飼料安全法で定める基準（サルモネラ残留農薬、重金属、カビ毒等）をクリアする必要があります。

表示

飼料製造業者は、製品出荷時に、表示基準に基づいた表示票を発行、添付する必要があります。

帳簿の記載と保管

原料の受入、飼料の製造及び出荷記録について、定められた事項について帳簿に記帳し、8年間保存しなければなりません。

Share the Food

3. 廃棄物処理法

排出事業者が、食品循環資源を第三者に処理費を払って飼料化を委託する場合、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的」とした廃棄物処理法の遵守が求められています。

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分かれる

食品循環資源は、廃棄物処理法上大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されますが、卸、小売、外食産業から発生する食品循環資源は「一般廃棄物（通称：事業系一般廃棄物）」に分類されます。「産業廃棄物」と「一般廃棄物」では、委託基準や処理責任の考え方には違いがあるので、注意が必要です。

※1

食品製造業とは日本標準産業分類、食料品製造業に該当するものとされています。

法律上産業廃棄物となる食品循環資源は、「食料品製造業^{※1}から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獸のあら等の固形状の不要物」に限定されており、これらに該当しないものは一般廃棄物とされています。このことから、卸、小売、外食産業等の食品製造業以外から発生する食品循環資源は一般廃棄物に該当します。

「余剰食品等」は「産業廃棄物」とされる

しかしながら、卸売業から発生する余剰食品等（賞味期限切れ商品、流通破損品等）については、通常市町村が処理する一般廃棄物と形状が大きく異なること、一般廃棄物の処理計画に含まれないこと、等から産業廃棄物として排出事業者の責任において処理するよう求められることが多いようです。

※2

市町村が作成する一般廃棄物処理計画策定にあたっては、食品リサイクル法への配慮が求められています。

一般廃棄物行政は、市町村が自らの判断と責任で行う自治事務とされており、概ね5年毎に定めることが義務付けられている「一般廃棄物処理基本計画^{※2}」に基づいてごみの分別方法や手数料金額が定められています。小売業や外食産業から発生する食品循環資源のリサイクルへの取り組みについても基本方針がこの中に決められます。

法律上「一般廃棄物」の処理責任は「市町村」

法律上、一般廃棄物の収集・運搬および処分の処理義務は市町村にあり、市町村自らが行うのが原則となっています（法6条）。ただし、市町村で行うことが困難な場合に限り、市町村長は一定の要件を満たした業者の申請により、市町村で一般廃棄物処理業の許可を与えることができるようになっています（法7条）。このことから、排出事業者が食品リサイクルを行うときの相談窓口は市町村であり、その内容は当該市町村の一般廃棄物処理計画と整合性が取れること、リサイクル処理（飼料化等）を民間業者に委託する場合、市町村の許可を受けた業者に委託する必要があります。

「自区内処理の原則」

一般廃棄物の処理責任は市町村にあることから、一般廃棄物処理においては「自区内処理の原則」が適用されています。このことから、排出事業者が、他市町村の民間リサイクル施設へ食品循環資源を持ち込むには、委託先の収集運搬業者が当該市町村と持ち込み先市町村の業許可を保有している必要がある他、一般廃棄物処理基本計画との整合性を取るために事前協議が両市町村との間で必要となります。尚、食品リサイクル法では、広域的な再生利用を円滑に実施するために一般廃棄物の収集運搬に関する特例措置（登録再生利用事業者制度と再生利用事業計画認定制度）が設けられています（24、25ページ参照）。

特例措置

「登録再生利用事業者制度」「再生利用事業計画認定制度」

廃棄物処理は
排出事業者が責任をもって
行なうことが求められている

産業廃棄物行政は、国の委託を受けて都道府県が行う法定受託事務で、基本的な方針は国が定めます。産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあり、事業者はその産業廃棄物を原則自己処理することが求められています（法11条）。それが難しい場合は、都道府県知事の許可を受けた「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」の許可業者に委託処理しなければならないとされています（法12条）。自己処理、委託処理とも産業廃棄物処理には、保管、処理及び委託基準が法令によって定められており、排出事業者は遵守する必要があります。

産業廃棄物については一般廃棄物のような「自区内処理の原則」がありましたが、都道府県をまたいで食品循環資源を流通させる場合は、収集運搬業者においては発生地と持込み先の都道府県知事の許可が必要である他、自治体によっては独自の条例によって事前協議制度を採用しているところもあるので注意が必要です。

いずれにしても、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（第3条）」と規定されており、一般廃棄物、産業廃棄物に関わらずその処理については、排出事業者が責任をもって行なうことが求められています。食品循環資源の飼料化については、このことを念頭において関係者と相談しながら手続きを進める必要があります。

排出事業者の遵守事項

小売業、外食産業（卸売業）等から発生する
**余剰食品や
野菜くず、調理くず、食べ残し等**



■廃棄物処理法上の分類

一般廃棄物

（通称：事業系一般廃棄物）

■処分義務

市町村

市区町村で処理が原則だが、
一般廃棄物処理計画に則り、
許可業者へ委託することができる

■排出事業者に求められている主な処理基準

1. 事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成義務

大規模スーパーや百貨店等の多量排出事業所については、「事業系一般廃棄物管理責任者選任届」や「減量計画書」等の提出を市町村にする必要があります。（多量事業所の規定や届け出の内容は市町村毎に異なります）

2. 許可業者への委託

一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業者への委託

※自己処理が原則のため区域外への一般廃棄物の持ち出しは事前協議及び持ち込み先の一般廃棄物収集運搬業許可が必要（特例措置あり）

※契約書締結義務はないが、産業廃棄物に則った契約書の作成及び締結が推奨されている

卸売業から発生する
余剰食品
(賞味期限切れ商品、流通破損品等)



■廃棄物処理法上の分類

産業廃棄物

■処分義務

排出事業者

自己処理が原則
難しい場合には許可業者へ
委託することができる

■排出事業者に求められている主な処理基準

1. 保管基準の遵守

廃棄物保管場所への囲いの設置、掲示板の設置、飛散、流出対策、害虫害獣対策の実施

2. 許可業者への委託

産業廃棄物収集運搬業^{※1}、産業廃棄物処分業者への委託

3. 直接契約の実施と契約書保存業務

法定記載事項^{※2}を満たした収集運搬及び処分業契約書を、それぞれ 2 社との直接書面で締結すること。契約終了後5年間保存すること

4. マニフェストの交付義務

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェストを交付し、処理業者から返送されてくるマニフェストを5年間保存すること

5. 委託した場合の最終処分までの現地確認努力義務

産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

※1 広域に食品循環資源を流通させる場合は、発生地と積み降ろし地の収集運搬業の許可が必要

※2 契約書法定記載事項については参考資料 1 (46 ページ) 参照

4. 食品リサイクル法

平成12年に食品リサイクル法が制定され、食品関連事業者に対し、食品循環資源の発生抑制と、再生利用の促進が求められています。平成19年に改正が行われ、業種別の目標リサイクル率の見直し、年間100t以上の食品関連事業者に対する定期報告義務、広域でのリサイクルを促進するために再生利用事業計画の認定制度の見直し等が行われました。

特に基本方針の中で、再生利用の方法として、飼料化は、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要であるとされています。食品リサイクル法では、小売、外食業者が広域的、効率的に食品リサイクルが行われるよう、廃棄物処理法の特例がいくつか制定されており、これらを使った飼料化の優良事例がいくつもあります。排出事業者において関連する項目や注意点を下記の通りまとめました。

食品リサイクル法の概要と注意点

業種別の目標再生利用率の設定

目標とされる再生利用率は、卸売業：70%、小売業：45%、外食産業：40%となってています（平成27年3月現在）。

食品関連事業者以外の事業者であってもビルの所有者等、テナントとして入居する事業者から発生する食品循環資源を管理する商業施設の設置者も食品関連事業者の取り組みに応じて食品循環資源等の再生利用等の取り組みを促進するよう努めることとされています。（基本指針）

定期報告義務

食品循環資源の発生量が年間100t以上の事業者は毎年定期報告をしなければなりません。フランチャイズチェーン事業等については加盟店も含めて排出事業者か否か判断されます。

登録再生利用事業者制度の設定

排出事業者が、食品循環資源を大臣登録を受けた再生利用事業者の事業場に持ち込む場合、荷降ろし地の一般廃棄物収集運搬業の許可を不要となります。又、登録再生事業者に対しては肥料取締法及び飼料安全法に関する製造、販売等の届け出が免除になります。

登録再生利用事業者であっても、一般廃棄物処分業（施設設置許可が必要な場合は設置許可）の許可は必要です。

再生利用事業計画の認定制度の設定

大臣認定を受けた再生利用事業計画の範囲内においては、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を不要となります。

再生利用事業計画に認定されるには、処理業者においては一般廃棄物処分業の許可が必要です。

Share the Food

参考資料 1 契約書記載事項について

廃棄物処理法上の法定契約書記載事項

【収集運搬、処分に共通】

1. 産業廃棄物の種類・数量
2. 委託者が受託者に支払う料金
3. 受託者の許可の事業の範囲
4. 委託契約の有効期間
5. 適正処理のために必要な情報「産業廃棄物の荷姿、形状」「通常保管状況下での腐敗、揮発等、性状変化の情報」等
6. 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る情報（上記 5 の事）に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
7. 受託業務終了時の委託者への報告
8. 委託契約解除時の未処理廃棄物の取り扱い

【収集運搬契約に必要】

9. 運搬の最終目的地の所在地
10. 積替保管を行う場合は、保管場所の所在地、保管する産業廃棄物の種類・保管上限

【処分契約に必要】

11. 処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
12. 最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

食品残さなど利用飼料の安全性確保のためのガイドライン上の契約書記載事項（努力義務）

1. 排出状況確認方法の明文化
排出事業者に対し、飼料製造業者として定期的に排出現場の確認ができること
2. 飼料化可能な原料の明示
例) ご飯、麺類に限る 等
3. 排出事業者における分別、保管方法の明示
例) 腐敗・変質の防止方法の記載（食品循環資源の種類、保存期間等により保冷庫の使用、冷暗所での保管を求める事等）、有害物・異物の混入の防止方法の記載、専用蓋付容器の使用 等
4. 排出元関係者への保管・分別教育実施の努力義務の明文化
5. 契約違反、飼料化不適物搬入への対応方法の明文化
契約に違反し、改善の要請を行ったにも拘わらず排出事業者において必要な措置を取らない場合には食品循環資源の受入を中止できること、又必要に応じて契約を解除できること。

産業廃棄物収集運搬・処分用の契約書については、
東京都環境局のホームページにひな形が掲載されています（平成 27 年 3 月現在）。

参考資料2

飼料製造業者届の提出について

飼料安全法では、「製造業者」は、飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む。）を業とする者とされています（法第二条）。排出事業者が、飼料製造業者届の提出が必要か否かは、それを製造するものが、該当製造物を「飼料」又は「飼料になり得るもの」と認識しているか否かにより判断されます。判断の客観的な基準としては、①飼料に用い易いように乾燥、粉碎等の加工を施していること、又は②飼料取扱業者、農家等に対し反復継続する意思をもつて副産物を販売していることの何れかを満たし、かつ当該副産物の取引数量が相当程度ある場合となります。具体的には次のような場合、届け出が必要と考えられています。尚、排出段階や製造段階で「飼料」とみなし得ないものについても、流通過程において、飼料販売業者が「飼料」としての販売を行っている場合には、その物は販売段階から「飼料」となります。

想定されるケース	届け出	備考
排出事業者が食品循環資源を未加工のまま、飼料化事業を行っている廃棄物処理会社に処理費用を支払っている。	✗	飼料化事業を行っている廃棄物処理会社が飼料製造届出を出す必要があります。
排出事業者が食品循環資源を未加工のまま原料として畜産農家又は飼料製造業者又は飼料取扱業者に販売（無償譲渡含む）している。	△	排出事業者において「飼料」又は「飼料になる得る物」と認識しているか否かという点等について、実態に即した判断となるため、FAMIC等に相談して下さい。
排出事業者が食品循環資源を事業所内でなんらかの加工※1した上で、飼料化事業を行っている廃棄物処理会社に処理費用を支払っている。	△	
排出事業者が食品循環資源を事業所内でなんらかの加工※1をし、原料として畜産農家又は飼料製造業者又は飼料取扱業者に販売（無償譲渡含む）している。	○	

※1 例えばこの場合加工に該当するものとして、破碎、脱水、乾燥等があげられます。

参考資料3 飼料化に関する情報 (平成27年3月現在)

法律・行政関連

飼料安全法関連

法律全文および関係法令は、(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)ホームページ内「飼料関係法令」のページで閲覧できます。

農林水産省ホームページ内「飼料の安全関係」ページには、国の取組みや関連情報などが掲載されています。

廃棄物処理法関連

法律全文および関係法令は、総務省行政管理局が運営する「法令データ提供システム」で閲覧できます。

環境省ホームページ内「廃棄物・リサイクル対策」ページには、廃棄物処理法に関する様々な情報が掲載されています。

廃棄物処理委託契約書のひな形は、東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理委託モデル契約書」ページからダウンロードできます。

食品リサイクル法関連

法律全文および関係法令は、農林水産省ホームページの「関係法令、ガイドライン等」のページで閲覧できます。

農林水産省ホームページ内「食品リサイクル法関連」ページには、法の概要や基本方針、関連データなどが掲載されています。

環境省、経済産業省ホームページ内にも、食品リサイクル法に関する情報が掲載されています。

相談窓口

農林水産省生産局畜産部畜産振興課  03-3591-6745

北海道農政事務所農政推進課  011-642-5410

東北農政局畜産課  022-263-1111

関東農政局畜産課  048-600-0600

北陸農政局畜産課  076-263-2161

東海農政局畜産課  052-201-7271

近畿農政局畜産課  075-451-9161

中国四国農政局畜産課  086-224-4511

九州農政局畜産課  096-211-9111

内閣府沖縄総合事務局生産振興課  098-866-0031

公益財団法人 Save Earth Foundation 事務局  03-5737-2744

全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会事務局  048-483-5013

公益社団法人 中央畜産会経営支援部  03-6206-0843

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 本部  050-3797-1830

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所  029-838-8600

平成26年度 食品残さ等飼料化分別普及検討会議 委員等一覧 (敬称略)

区分	氏名	所属
専門家	阿部 亮（座長）	農学博士、畜産・飼料調査所 御影庵 主宰
	高橋 巧一	株式会社日本フードエコロジーセンター代表取締役
	饗庭 功	株式会社オルタナフィード代表取締役
再生利用事業者	新倉 充	日報ビジネス株式会社 環境編集部 課長
	松岡 力雄	全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会 事務局長
畜産農家	桃井 光治郎	株式会社まごころ清掃社 常務取締役
	亀井 隆	有限会社亀井畜産 代表取締役
	川上 康治	株式会社あずみ野エコファーム 代表取締役
食品関連事業者	百瀬 則子	ユニーグループ・ホールディングス株式会社 執行役員グループ環境社会貢献部 部長
	清水 茂	株式会社いなげや 社長室 環境担当課長
	福井 聰	ワタミファーム&エナジー株式会社 総合企画部 部長
農林水産省	相田 剛伸	生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室 課長補佐
	波田 瑞乃	生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室 係長
事務局	高部 和幸	公益財団法人 Save Earth Foundation 事務局

Share the Food

飼料化のための分別マニュアル

平成 26 年度食品残さ等飼料化分別普及検討会議
平成 27 年 3 月発行

編集・発行

公益財団法人 Save Earth Foundation
〒144-0043 東京都大田区羽田 1-1-3
<http://www.save-earth.or.jp/>

印刷

ジャパンプリント株式会社
〒205-0023 東京都羽村市神明台 4 丁目 9-12
<http://www.japanprint.co.jp/>